

上尾市会計年度任用職員の種類及び職名に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

上尾市長 島 山 稔

上尾市規則第 4 6 号

上尾市会計年度任用職員の種類及び職名に関する規則等の一部を改正する規則

(上尾市会計年度任用職員の種類及び職名に関する規則の一部改正)

第 1 条 上尾市会計年度任用職員の種類及び職名に関する規則(令和 2 年上尾市規則第 4 7 号)の一部を次のように改正する。

別表事務職員及び技術職員の職名の表中「学校 I C T 専門員」を「学校 I C T 専門員 母子・父子自立支援プログラム策定員」に改める。

(上尾市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第 2 条 上尾市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(令和 2 年上尾市規則第 4 8 号)の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 2 項第 1 号中「又は疾病」を「若しくは疾病又は通勤(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 4 3 年上尾市条例第 6 号)第 2 条の 2 第 1 項に規定する通勤をいう。)による負傷若しくは疾病」に改める。

第 1 6 条第 2 項に次の 4 号を加える。

- (14) 生後 1 年に達しない子(勤務時間条例第 8 条の 2 第 1 項において子に含まれるものとされる者を含む。第 1 8 条第 1 項において読み替えて準用する勤務時間条例第 1 5 条第 1 項に定める子を除き、以下同じ。)を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1 日 2 回それぞれ 3 0 分以内の期間(男子の職員にあっては、その子の当該職員以外の親(当該子との間において事実上親と同様の関係にあると認められる者を含む。))が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日における同号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和 2 2 年法律第 4 9 号)第 6 7 条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1 日

2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)

- (15) 中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、次に掲げる場合で、勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年度において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
- ア その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をを行うことをいう。）を行う場合
 - イ その子に健康診査、健康診断又は予防接種を受けさせる際の介添えを行う場合
 - ウ その子の入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をする場合
 - エ 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして次に掲げる事由に伴うその子の世話をを行う場合
- (7) 学校保健安全法第19条の規定による出席停止
- (イ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他の施設又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第20条の規定による学校の休業に準ずる事由又は(7)に掲げる事由に準ずるもの
- (16) 第18条第1項において準用する勤務時間条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護又は勤務時間規則第12条の7第2号に掲げる世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
- (17) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録

の申出を行い、又は配偶者、父母（勤務時間条例第14条第2項第10号において父母に含まれるとされる者を含む。）、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき必要と認められる期間

第16条第3項中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号を第2号とし、第6号を削る。

第16条第4項中「及び第13号並びに前項第2号及び第3号」を「、第13号、第15号及び第16号」に改める。

（上尾市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 上尾市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則（令和2年上尾市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第11条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、同条第5項中「第8条の3条」を「第8条の3、第9条の2から第9条の5まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「若しくは通勤の方法を変更し」を「、通勤の方法若しくは自動車駐車場を変更し、自動車駐車場の利用を開始し若しくは終了し」に改め、「運賃等の額」の次に「若しくは自動車駐車場の料金」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第1項第2号、第3号又は第4号に掲げる職員で、通勤のための自動車（通勤手当規則第9条の2に規定する車両を含む。）の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が通勤手当規則第9条の3に定める要件を満たすものに限る。第1号及び次項において「自動車駐車場」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（通勤手当規則第9条の4の規定の例により定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 自動車駐車場に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの自動車駐車場の料金に相当する額

として次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額（その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円）とする。

ア 一の自動車駐車場を利用する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 月を単位として自動車駐車場の料金が定められている場合 当該料金の額

(イ) 自動車駐車場の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が二以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる場合以外の場合 市長が定める額

イ 二以上の自動車駐車場を利用する場合 それぞれの自動車駐車場についてア(ア)から(ウ)までに定める額を合計した額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第13条第1号中「当該各号に定める額」を「当該各号に定める額に38.75を乗じて得た数を、その者の1週間当たりの勤務日数に1日当たりの勤務時間を乗じて得た数で除して得た額」に改める。

第18条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第21条の2第2項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第4項第1号中「100分の107.5を超え100分の117.5」を「100分の106.25を超え100分の116.25」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

第25条を第26条とし、第24条の次に次の1条を加える。

（給与等からの控除）

第25条 会計年度任用職員の給与等の控除については、一般職の常勤職員の例による。

別表第4中47の項を48の項とし、39の項から46の項までを1項ずつ繰り下げ、38の項の次に次の1項を加える。

39	母子・父子自立支援プログラム策定員	2級5号給
----	-------------------	-------

第1号様式を次のように改める。

（表）

様

会計年度任用職員通勤届兼認定簿

上尾市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則第11条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

年 月 日提出

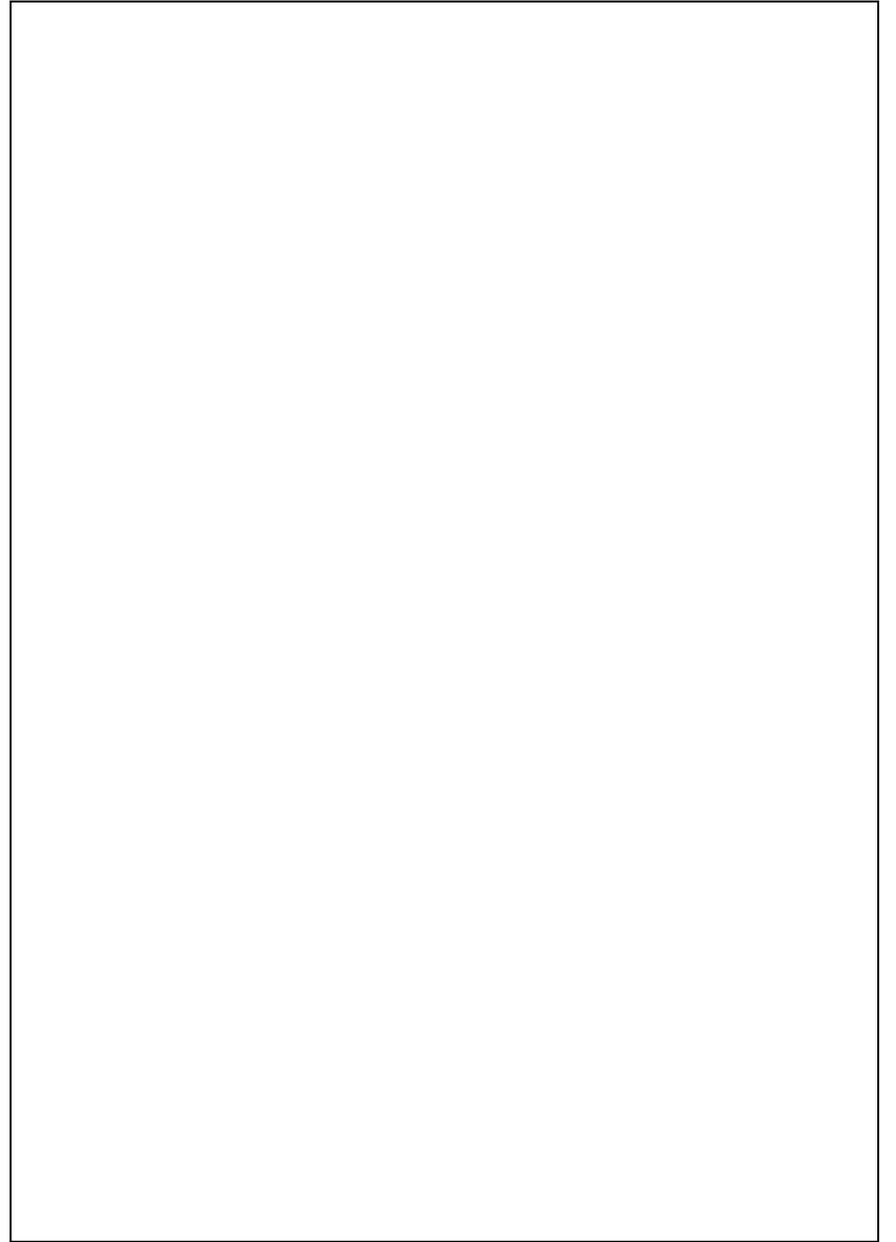
所属名		届出の理由		所属長印			
氏名		<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 住居の変更 <input type="checkbox"/> 運賃の変更 <input type="checkbox"/> その他() 事実の発生日 年 月 日		<input type="checkbox"/> 勤務場所の変更 <input type="checkbox"/> 通勤方法の変更 <input type="checkbox"/> 通勤経路の変更			
職員番号							
現住所（新住所）							
勤務場所所在地							
順路	通勤方法 (利用会社等も記入)	区間 (交通機関は駅名、停留所名等を記入)	距離	所要時間	交通機関の運賃等の額等		
					6箇月の定期代	片道の運賃額	回数券の有無
1		住居 から まで	km	時間 分	円	円	有・無
2		から まで	km	時間 分	円	円	有・無
3		から まで	km	時間 分	円	円	有・無
4		から まで	km	時間 分	円	円	有・無
合計			km	時間 分	支給課使用欄		
他に利用できる交通機関の名称及び利用区間							
通勤に利用する自動車駐車場 (要添付書類)	車両種別	所在地住所					
	利用料額	(月額・年額・その他) 円		他事業者からの自動車駐車場手当等支給有無	無 <input type="checkbox"/>		
	貸主			貸主は配偶者や扶養親族ではありません	はい <input type="checkbox"/>		
備考(定期券を持たない理由、往路と復路が異なる理由等)							
相乗り通勤者記入欄	交通用具の主たる使用者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 相乗りする者					

受理年月日		年 月 日	
区分	距離	運賃等	
1 交通機関		円	
2 交通用具	km		
3 併用	km	円	
4 徒歩	km		
9 非支給			
支給の始期等		通勤手当の額	
年 月 まで		円	
年 月 から		円	
上尾市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則第11条第4項の規定により、届出に係る事実を上記のとおり確認したので、通勤手当若しくは通勤に要する費用の弁償の額を決定し、又は改定する。 <p style="text-align: right;">年 月 日</p>			
取扱者印			

追給戻入
年 月～
年 月分追給
年 月～
年 月分戻入

(裏)

通勤経路図



附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(上尾市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第 2 条の規定による改正後の上尾市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（以下「新勤務時間規則」という。）第 1 4 条第 2 項第 1 号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受ける病気休暇について適用し、施行日前に受ける病気休暇については、なお従前の例による。
- 3 新勤務時間規則第 1 6 条第 2 項第 1 4 号から第 1 7 号までの規定は、施行日以後に受ける特別休暇について適用する。